

# 徳良湖活性化事業募集要項

## 1. 趣旨

尾花沢市（以下、「市」とします。）では、徳良湖オートキャンプ場管理棟内旧グースカフェ（以下、「旧グースカフェ」とします。）を有効に利活用して、地域の振興や徳良湖畔の活性化が期待できる事業の展開に意欲のある事業者等を募集します。

## 2. 施設概要・特記事項等

### （1）施設名

徳良湖オートキャンプ場 管理棟内 旧グースカフェ

### （2）土地の概要

- ① 地番：山形県尾花沢市大字二藤袋1401番地1外
- ② 地目：オートキャンプ場用地
- ③ 地積：77,073.11m<sup>2</sup>（公簿面積）

### （3）建築物の概要

キャンプ場管理棟

- ① 構造：鉄筋コンクリート造平屋建
- ② 延床面積：418.86m<sup>2</sup>（うち旧グースカフェ分 約140m<sup>2</sup>）
- ③ 建築年：平成11年8月

### （4）設備の概要

- ① 上水道：簡易水道
- ② 下水道：合併浄化槽
- ③ オーブントースター
- ④ コールドテーブル
- ⑤ 製氷機
- ⑥ アイスクリームストッカー
- ⑦ 冷蔵庫
- ⑧ 電磁調理器
- ⑨ 電子レンジ
- ⑩ ガス給湯器
- ⑪ ラ・マルゾッコ Linea Mini（エスプレッソマシン）
- ⑫ マツツア ミニ electronic（コーヒーミル）
- ⑬ FUJIみるっこ（コーヒーミル）
- ⑭ AIRレジ（タブレット+プリンター）
- ⑮ オーディオスピーカーSound Link Revolve

⑯ 冷暖房設備

(5) 立地場所の概要

- ① 中心市街地から車で約6分
- ② JR大石田駅から車で約12分
- ③ 東北中央自動車道尾花沢ICから車で約11分
- ④ 銀山温泉から車で13分

(6) 留意事項

オートキャンプ場の管理棟としての機能スペースと旧グースカフェとは、部屋の仕切りはありません。

(7) その他

位置図 別紙1

施設概略図 別紙2

### 3. 事業提案の諸条件

(1) 応募資格

活用提案者は、個人、団体又は法人及び市内、市外を問いません。ただし、次に掲げる者は、活用提案者及びその構成員（以下「活用提案者」という。）となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 申請時において、市からの入札の参加資格を取り消されている者
- ③ 応募受付期間において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 活用提案者等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している者
- ⑥ 公共料金等を滞納している者
- ⑦ 活用提案者が、次の各号のいずれかに該当すること、又は次の各号に掲げる者が、団体の経営に実質的に関与していること。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に関する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## (2) 提案事業（提案内容）

旧グースカフェは、徳良湖オートキャンプ場内にあり、「若者居場所づくり事業」としてキャンパーはもとより、徳良湖畔での若者が集う場として徳良湖畔の活性化を担う公共施設であることを踏まえ、提案事業は次の各号に該当する事業として下さい。

- ① 徳良湖周辺の活性化やインバウンド観光受入に資する事業
- ② 若者のコミュニケーションの場の提供に資する事業

## 4. 施設利用の諸条件

### (1) 施設利用

施設の利用にあたっては、「2. 施設概要・特記事項」で示された施設や設備を使用することを基本とし、次の各号のとおりとする。

- ① 提案事業を行うに当たり、改修が必要な場合は、市と協議し許可された場合に限り利用者負担で行う。
- ② 提案事業を行うに当たり、新たな設備や器具等が必要な場合は、利用者負担により整備する。
- ③ 貸賃期間を満了した場合、または施設等の利用を中止する場合は、現状回復し返還すること。ただし、市が認めた場合はこの限りではありません。

### (2) 法令等の遵守

提案事業内容によっては、建築基準法、消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、施設整備及び事業運営にあたっては関係する法令等を遵守して下さい。

### (3) 徳良湖畔の活性化への協力等

施設等の改修や事業運営にあたっては、徳良湖周辺施設の管理者とも連携を行うなどして、良好な信頼関係の形成や周辺の自然及び居住環境等への影響に配慮するとともに、徳良湖周辺に関する市の方針に基づくイベント等にもご協力ください。

## 5. 募集期間等

### (1) 募集期間等

令和6年 4月15日（月）から 5月31日（金）まで

受付時間は、午前9時から午後4時までとします。

上記期間中、施設を見学いただけます。商工観光課までご連絡ください。

### (2) 提出方法

持参・郵送等による。※メール等での受付は、一切いたしません。

### (3) 提出書類

- ① 応募申請書（様式第1号）

- ② 事業計画書（様式第2号）  
※ 詳細の事業計画等を添付のこと。
- ③ 代表者及び役員等名簿（様式第3号）  
※ 暴力団等を排除するため、必要に応じて警察署に対して行う照会に際し、使用することがあります
- ④ 確約書（様式第4号）
- ⑤ 添付書類
  - ア 定款、規約、会則等これらに類する書類の写し
  - イ 各種納税証明書（前年分）
  - ウ その他書類
    - ・ 法人の場合は、登記事項証明書又は履歴事項全部事項証明書、直近の決算書
    - ・ 任意団体の場合は、法人に準じて規約や決算書、活動実績書、代表者及び役員等の略歴、代表者の納税証明書

#### （4）応募に関する留意事項

- ① 提出された応募書類は返却しませんのでご注意下さい。また、応募書類を公開する場合がありますが、提案内容以外（氏名等の個人情報）を公表することはありません。
- ② 提出された計画の内容は、募集期間終了後は変更できませんのでご注意下さい。
- ③ 応募内容に虚偽の記載があると認められる場合、応募資格を偽った場合は失格としますのでご注意下さい。
- ④ 応募に係る経費は、全て提出者の負担とします。
- ⑤ 応募書類を提出後に辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出して下さい。

#### （5）応募に関する質問等

募集要項の内容等に関する質問を受け付けますので、FAX又は電子メールで送付してください。（氏名・住所・連絡先等を記載のうえ送付願います。）  
※ 質問内容と回答については、ホームページにて公表します。

## 6. 利用候補者の選定方法

利用候補者を選定するため、市職員等からなる選定委員会において書類審査等により利用候補者を選定します。また、徳良湖周辺の関係者に提案内容を提示し、これに対する意見等を求める場合があります。

- ※ 選定の結果、3. 事業提案の諸条件 - （2）提案事業の提案内容に資する事業の提案がない場合、「候補者なし」とする場合もあります。
- ※ 選定結果は、応募者全員に通知します。
- ※ 利用候補者としての決定を受けられないことにおいて生じる一切の損害や賠償等について、市は一切の責任を負いません。

## 7. 契約

利用候補者の決定後、必要な事務手続き（事業内容によっては、施設や設備について建築基準法や消防法等の手続きが必要となります。）及び市による共用施設や設備の改修が終了した後に、市は利用候補者と利用方法に応じた契約を締結します。

※契約が議会の議決を必要とした場合、先に仮契約を締結し、議会の議決を得てから本契約を締結することとします。

※利用者が契約内容に違反した場合や、応募資格を満たさなくなった場合は、当該契約を解除します。

### （1）賃貸契約

#### ① 賃貸額

ア 敷金、礼金なし

イ 賃借料

尾花沢市市有財産の管理及び処分等に関する条例第5条により、

1 m<sup>2</sup>あたり年額10,000円が基本とする。

業種や事業経験等に応じて最大90%の減免を行う。

これに光熱水費の実費相当分を加算する。

ウ 共益費

市と指定管理者、利用者の3者協議により決定する。

例 トイレ管理、冬期間の除雪、施設の施錠等

② 契約期間は、尾花沢市公有財産の取得管理及び処分に関する規則第11条により、契約開始から1年までとするが、市との協議により延長することができる。

※ 賃貸期間には、提案事業に必要な施設等の改修期間を含むものとします。

※契約を延長する場合は、期間終了1ヶ月前までに公有財産使用更新申請書を提出する。

③ 次の費用は全て利用者の負担となります。

ア 賃貸借契約に要する費用（収入印紙等）

イ 事業内容に応じた法律等の手続きに係る費用

#### ④ 譲渡等の禁止

賃借権の第三者への譲渡又は転貸はできません。ただし、事業内容の範囲において特別な理由があり、事前に市の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

### （2）その他

当募集要項に定めのない事項については、契約書あるいは別途協議により定めることとします。

## 9. 提出先・問合せ先

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

尾花沢市商工観光課観光物産係

電話：0237-22-1111

FAX：0237-22-3222

メール：[shoko@city.obanazawa.yamagata.jp](mailto:shoko@city.obanazawa.yamagata.jp)

施設位置図



施設概略図

